

医食品第 153 号
令和 8 年 4 月 28 日

みどり環境局公園緑地部
南部公園緑地事務所長

医療局健康安全部食品衛生課長

海の公園で採取された「あさり」の検査結果
(令和 8 年 4 月 21 日採取分) について (通知)

標記について、令和 8 年 4 月 21 日採取分の検査結果は別添のとおりでしたので、お知らせします。

今回の検査結果は全ての項目において規制値以下でした。貴局関係事業所等への周知をお願いいたします。

添付資料

別添 「海の公園で採取される「あさり」の検査について (報告)」

【貝毒について】

食品衛生法によって麻痺性貝毒と下痢性貝毒についての規制値が定められており、この値を超える貝毒が検出された貝類は、殻付き、むき身等の形態を問わず、販売等を行うことが禁止されています。

規制値

- ・ 下痢性貝毒……可食部あたり 0.16 mg オカダ酸当量 / kg
- ・ 麻痺性貝毒……可食部あたり 4 MU / g (MU: マウスユニット)
麻痺性貝毒の 1 MU は、体重 20 g のマウスを 15 分間で死に至らしめる毒量をいいます。

【担当】

医療局食品衛生課
高梨
電話 : 671-2459

医本検第9001号
令和8年4月25日

食品衛生課長

中央卸売市場本場食品衛生検査所長

海の公園で採取される「あさり」の検査について（報告）

令和8年1月21日 医食品第1514号で依頼のあったこのことについて、検査結果を次のとおり報告します。

検体名	あさりむき身（海の公園採取）		
検体情報	採取月日	令和8年4月21日	
	検体量	335 g	
	保管状況	15.3℃	
検査結果	検査結果	下痢性貝毒 (単位：mgオカダ酸当量/kg)	麻痺性貝毒 (単位：MU/g)
		不検出	1.75未満
	基準値	0.16以下	4以下
	検出限界	0.01	1.75
	検査法	LC/MS/MS法 ^{※1}	マウス法 ^{※2}
備考			
検査実施機関：横浜市中央卸売市場本場食品衛生検査所 横浜市神奈川区山内町1 検査責任者：田中 伸子			

※1：LC/MS/MS法 理A12-03 通知法（平成27年3月6日食安基発0306第3号、食安監発0306第1号）

※2：マウス法 理A12-01 通知法（昭和55年7月1日環乳第30号）

中央卸売市場本場食品衛生検査所

担当：細井

TEL：045-441-1153